

## 「障害」表記の取扱い

### 1 趣旨

- (1) 「障害」という用語は、戦前は一般的には「障礙」と表記されていたが、昭和22年に公布された当用漢字表に「礙」、「碍」(礙の俗字)が削除され、法令用語として使用することができないため、「害」の字が代わりに使用されるようになったとされている。
- (2) 「障害」の「害」という漢字の表記については、障がいのある方々や家族、関係団体から、「害悪」、「公害」など負のイメージがあり、自分や家族の呼称に「障害」の文字が使われることに抵抗感を感じられ、表記を変更すべきであるとの意見が寄せられている。  
しかし、「障害」という用語をひらがな表記することについては様々な意見があり、「障害」という用語自体を変更すべきとの意見もあるが、現在はこれに替わる定着した用語がないのが実情である。
- (3) この取扱いは、県では障がいのある方の思いを大切に、共生社会の実現を推進するという観点から、今後「障害」を「障がい」と表記することを定めるものである。

### 2 表記の原則

従来、「障害」と表記していたものについて、公文書及び広報等(以下「公文書等」という。)において可能なものから、3に規定するものを除き、次のとおりとする。

- (1) 「障害」という用語が、単語あるいは熟語として用いられ、前後の文脈から人や人の状態を表す場合は、「障がい」と表記する。  
なお、用語の定義を明確にする必要がある場合には、必要に応じ注釈を付けるものとする。
- (2) 表記変更の範囲は、新たに作成又は発出する公文書等のうち、県の判断により変更可能なものとし、その対象は次の例示を参考にすること。  
なお、これまで作成した公文書等の変更は行わないものとする。  
(例示)
  - ・鳥取県単独事業の要綱等の通知文書
  - ・住民等に対する啓発資料等(新たに作成又は更新する広報、リーフレット、パンフレット、ホームページ等)
  - ・会議資料、説明資料、計画書等

### 3 適用除外

表記変更により、その用語の持つ意味が失われたり誤解される恐れがある以下の場合については、適用除外とする。

- (1) 法令及び条例(これらに基づき定められた規則、訓令、告示及び公告を含む。)並びに鳥取県以外の団体等が定めた通知等及び新たに作成又は発出する前の公文書等(以下「法令等」という。)の名称(これらに規定された用語を含む。)を用いる場合
- (2) 他の機関、大会等の名称等の固有名詞を用いる場合
- (3) 医学用語等の専門用語として用いる場合
- (4) 著作物を引用する場合

### 4 適用期日

平成21年11月28日